

## 一般社団法人日本特殊教育学会ハラスメント防止ガイドライン

### 1. 目的

日本特殊教育学会（以下、本学会）は、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの各種ハラスメントの発生を防止することで、本学会員とそれに関係する人々の権利と尊厳を守り、各自が安心して快適に学会活動や職務に従事できるようにすることを目的し、このガイドラインを制定する。

### 2. 基本方針

本学会は、学会に関わる人々の人権や尊厳を守るために、ハラスメントの発生を予防することに努め、学会に関わる人たちが、互いに安心して研究活動や学会活動に従事できる環境を作ることに努める。

### 3. 対象とする行為の内容

ハラスメントとは、当事者間の力関係の非対称を濫用して、本学会員とそれに関係する人々の権利や尊厳を脅かし、公正かつ安全な研究・労働環境を損なう行為や言動を広く指す。ハラスメントの分類としては、(1) セクシュアル・ハラスメント（相手方の意に反する性的な発言や行為、性別や性的指向、性同一性などに関する言動によって生じるハラスメント）、(2) アカデミック・ハラスメント（教育・研究上の力関係非対称を濫用することによって生じるハラスメント）、(3) パワー・ハラスメント（職務上の優越的な地位や権限、または人間関係などの優位性を利用して行なう言動によって生じるハラスメント）、(4) マタニティー・ハラスメント（妊娠、出産、育児を理由としたハラスメント）等が挙げられる。なお(1)～(4)の区別のほかに、相手に身体的・精神的・社会的苦痛や傷害、不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害するすべての言動がハラスメントとなる。

ハラスメントに該当するか否かの判断には、問題とされた言動を受け手がどのように感じたかが重要になり、具体的な言動として以下のような例が挙げられる。

- ・優越的地位を利用した不適切な言動や性的な言動等によって、相手に不利益や不快感を与えたり、研究や学会活動のための環境を悪化させる。
- ・特定の場面における対面での直接的な行為だけでなく、電話や手紙、電子メールやSNSなどによる活動中に知り得た個人情報や噂の流布など、被害を受ける本人に対して間接的な言動も対象に含まれる。
- ・他者の指示に従って問題とされる言動に加担したりする場合やそれらの言動がされるのを傍観した場合、意図せずに行った言動や善意や好意のもとに行われた言動が結果的に相手に不利益や不快感を与えてしまった場合もハラスメントになることがある。

ただし、本学会の会員や事務局職員が行なった行為であっても、本学会定款（第2章目

的及び事業（事業）第4条）に挙げた学会活動以外で生じたハラスメントは学会として事  
に対処する対象からは除外する。

#### 4. 防止のための啓発活動

本学会は、ハラスメントの発生を予防するために、ハラスメント防止の啓発活動に努める  
とともに、学会活動におけるハラスメントを容認しない環境作りの啓蒙に取り組む。

#### 付則

1. 本ガイドラインは令和7年6月21日より施行する。